

財政金融委員会

委員一覧 (25名)

委員長	池口	修次 (民主)	田中	直紀 (自民)	平野	達男 (民主)
理事	岩井	國臣 (自民)	鶴保	庸介 (自民)	広田	一 (民主)
理事	田村	耕太郎 (自民)	野上	浩太郎 (自民)	前川	清成 (民主)
理事	中川	雅治 (自民)	溝手	顕正 (自民)	荒木	清寛 (公明)
理事	櫻井	充 (民主)	若林	正俊 (自民)	山口	那津男 (公明)
理事	峰崎	直樹 (民主)	尾立	源幸 (民主)	大門	実紀史 (共産)
	泉	信也 (自民)	大久保	勉 (民主)	系数	慶子 (無)
	片山	虎之助 (自民)	大塚	耕平 (民主)		
	田浦	直 (自民)	富岡	由紀夫 (民主)		(18.2.3 現在)

(1) 審議概観

第164回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出8件、本院議員提出1件、衆議院提出1件（財務金融委員長）の合計10件であり、そのうち内閣提出及び衆議院提出の合計9件を可決した。

また、本委員会付託の請願29種類268件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

所得税法等の改正 平成18年度税制改正では、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、所得税から個人住民税への本格的な移譲を実施するとともに、定率減税を廃止し、併せて法人関連税制、土地・住宅税制、国際課税、酒税・たばこ税等について所要の措置を講ずる**所得税法等の一部を改正する等の法律案**が提出された。本法律案は、24兆4,890億円の特例公債の発行、財政融資資金特別会計からの国債整理基金特別会計への繰入れ、国民年金事業の事務費に係る国庫負担の特例措置等を内容とする**平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案**及び、特別会計の見直しの一環として提出され、国有林野事業特別会計の治山勘定を国有林野事業勘定と統合する**国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案**と一括して審議され、国債の安定消化の方策、財政融資資金特別会計の金利変動準備金取崩しの根拠、所得再分配機能の回復に向けて税制の抜本的改革を行う必要性、定率減税の廃止の影響、役員給与の損金算入制限措置の導入理由、国有林野累積債務返済に向けた取組等について質疑が行われた。その後民主党・新緑風会から、特例公債発行等法案に対し、年金事業等事務費の国庫負担の特例の削除及び特例公債の発行額の縮減を内容とする修正案が提出されたが、討論の後、修正案は否決され、3法律案はいずれも多数をもって可決された。なお、所得税法等改正案に対し附帯決議が付された。

国有財産法の改正 国有財産の一層の効率的な活用を推進するため、民間利用の促進

等のための行政財産の貸付対象の拡大、国有地の売却を容易にするための交換制度の拡充、庁舎等の使用についての必要な調整及び実地監査等の規定の整備、地震防災機能を発揮するために必要な庁舎等の整備のための新たな仕組みの導入等を行う**国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律案**が提出された。委員会では、国有財産の有効活用の在り方、国家公務員宿舎の移転・売却の見通しと民間借受けとのコスト比較、国の財務書類と国民経済計算との関係等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

投資者保護法制の横断的整備 金融・資本市場を取り巻く環境の変化に対応し、投資者保護のための横断的法制を整備することで、利用者保護ルールの徹底と利用者利便の向上、「貯蓄から投資」に向けての市場機能の確保及び金融・資本市場の国際化を図る**証券取引法等の一部を改正する法律案**及び同法の施行に伴い金融先物取引法等を廃止するほか、関連法律の改正を行う**証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案**が提出された。委員会では、民主党・新緑風会提出の内閣府の外局として新たに金融商品取引監視委員会を設置する**金融商品取引監視委員会設置法案**と併せ、一括して審議され、市場監視機能の強化の必要性と体制の在り方、投資事業組合に関する情報の開示による透明性の向上、不招請勧誘禁止に関する法律の規定の在り方、商品先物取引について不招請勧誘の禁止を規定する必要性等について質疑が行われた。また、証券取引法等改正案に対し、民主党・新緑風会、日本共産党及び各派に属しない議員糸数慶子君の計4名から、商品先物取引に関する不招請勧誘の禁止を追加することを内容とする修正案が提出され、原案及び修正案について質疑が行われた。討論の後、修正案は否決され、証券取引法等改正案及び証券取引法等整備法案はいずれも多数をもって可決された。なお、両法律案に対し附帯決議が付された。

また、金融商品取引監視委員会設置法案は、審査未了となった。

その他 平成17年度に地域水田農業推進協議会から交付される水田農業構造改革交付金等について、税負担の軽減を図る平成十七年度の水田農業構造改革交付金等についての**所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案**（衆議院財務金融委員長提出）が提出され、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

このほか、暫定関税率等の適用期限の延長、税関における水際取締りの強化等を行う**関税定率法等の一部を改正する法律案**が全会一致をもって、また、独立行政法人酒類総合研究所について、民間及び大学等との人事交流等の連携を促進する観点から非公務員型の独立行政法人とする**独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律案**が多数をもって、それぞれ可決された。なお、関税定率法等改正案に対し附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

2月3日、参考人東京証券取引所西室泰三社長兼会長に対し、上場企業の黄金株導入

についての見解、東京証券取引所のシステム処理能力整備に向けた課題等について質疑を行うとともに、ライブドア問題、不正取引行為禁止の包括規定である証券取引法第157条の活用、株式分割の法規制の在り方等について質疑を行った。

また、163回国会閉会後の平成17年11月16日及び17日の両日、沖縄県において実施した、地方における経済・財政・金融情勢、税務・税関行政の状況等に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

2月21日、日本銀行法第54条第1項の規定に基づく**通貨及び金融の調節に関する報告書**（平成17年12月13日提出）について、武藤日本銀行副総裁より説明を聴取し、2月23日、上記報告書に関し、量的緩和政策の解除のタイミングと解除後の金融政策、量的緩和政策解除後の日銀による長期国債買切りオペの在り方、政府と日銀との間における名目成長率と金利に関する考え方の相違等について質疑を行った。

3月9日、財政政策等の基本施策について谷垣財務大臣から、金融行政について与謝野内閣府特命担当大臣からそれぞれ所信を聴取した。

これに対し、3月16日、日興コーディアルグループが設立した特別目的会社がベルシステム24を買収した際の会計処理についての金融庁の調査内容、出資法に定める上限金利の撤廃について金融庁の見解、国の資産・債務等の算出方法における内閣府と財務省資料の相違等について質疑を行った。

3月22日、予算委員会から委嘱された平成18年度財務省予算等の審査を行い、売却可能な国有財産の規模、東京証券取引所の今後の在り方、財政融資資金特別会計に金利変動準備金が必要な理由等について質疑を行った。

5月11日、証券取引に関する実情調査のため、ジャスダック証券取引所、東京証券取引所及び大和証券SMBCを視察した。

5月16日、金利上昇に対する今後の日銀の金融政策、三井住友銀行及びカネボウの不祥事、中央青山監査法人に対する処分、日興コーディアルグループ問題、今後の地域通貨導入の見通し、歳入・歳出一体改革の考え方等について質疑を行った後、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく**破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告**（平成17年12月13日提出）について、与謝野内閣府特命担当大臣から説明を聴取した。

6月2日、参考人三井住友銀行西川善文前頭取に対し、利益優先の営業活動と頭取期間中の責任等について、次いで、6月6日、参考人三井住友銀行平澤正英副頭取に対し、今後の信頼回復に向けた取組等について質疑を行った。

6月13日、足利銀行の再生、富士通総研時代に福井日銀総裁が行った村上ファンドへの出資、不良債権の処理の見通し等について質疑を行った後、参考人中央青山監査法人片山英木理事長に業務停止処分後の信頼回復策、日興コーディアルグループ問題等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成18年2月3日(金)(第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 証券市場をめぐる諸問題に関する件について与謝野内閣府特命担当大臣、谷垣財務大臣、櫻田内閣府副大臣、政府参考人、参考人株式会社東京証券取引所代表取締役社長兼会長西室泰三君及び日本銀行理事武藤英二君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 峰崎直樹君(民主)、大久保勉君(民主)、荒木清寛君(公明)、田村耕太郎君(自民)、大門実紀史君(共産)、糸数慶子君(無)

- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成18年2月9日(木)(第2回)

- 平成十七年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆第6号)(衆議院提出)について提出者衆議院財務金融委員長小野晋也君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第6号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、無
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成18年2月21日(火)(第3回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行副総裁武藤敏郎君から説明を聴いた。

○平成18年2月23日(木)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について谷垣財務大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁福井俊彦君、同銀行副総裁武藤敏郎君及び同銀行理事白川方明君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 中川雅治君(自民)、田村耕太郎君(自民)、山口那津男君(公明)、広田一君(民主)、平野達男君(民主)、大塚耕平君(民主)、大門実紀史君(共産)

○平成18年3月9日(木)(第5回)

- 財政政策等の基本施策に関する件について谷垣財務大臣から所信を聴いた。
- 金融行政に関する件について与謝野内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。

○平成18年3月14日(火)(第6回)

- 平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(閣法第

4号)(衆議院送付)

所得税法等の一部を改正する等の法律案(閣法第14号)(衆議院送付)

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)

以上3案について谷垣財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年3月16日(木)(第7回)

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○財政政策等の基本施策に関する件及び金融行政に関する件について与謝野内閣府特命担当大臣、谷垣財務大臣、赤羽財務副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁福井俊彦君に対し質疑を行った。

[質疑者] 峰崎直樹君(民主)、前川清成君(民主)、岩井國臣君(自民)、荒木清寛君(公明)、大門実紀史君(共産)、糸数慶子君(無)

○平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)

所得税法等の一部を改正する等の法律案(閣法第14号)(衆議院送付)

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)

以上3案について谷垣財務大臣、赤羽財務副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁福井俊彦君に対し質疑を行った。

[質疑者] 中川雅治君(自民)、山口那津男君(公明)

○平成18年3月22日(水)(第8回)

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成十八年度一般会計予算(衆議院送付)

平成十八年度特別会計予算(衆議院送付)

平成十八年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(内閣府所管(金融庁)、財務省所管、国民生活金融公庫、日本政策投資銀行及び国際協力銀行)について谷垣財務大臣及び与謝野内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、谷垣財務大臣、与謝野内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 田村耕太郎君(自民)、大久保勉君(民主)、荒木清寛君(公明)、大門実紀史君(共産)、糸数慶子君(無)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)

所得税法等の一部を改正する等の法律案(閣法第14号)(衆議院送付)

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)

以上3案について谷垣財務大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、桜井総務大臣政務官、政府参考人、参考人日本銀行総裁福井俊彦君及び同銀行理事白川方明君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 広田一君（民主）、平野達男君（民主）、大塚耕平君（民主）、櫻井充君（民主）、大門実紀史君（共産）

○平成18年3月23日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）

所得税法等の一部を改正する等の法律案（閣法第14号）（衆議院送付）

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）

以上3案について谷垣財務大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、赤羽財務副大臣、政府参考人、衆議院事務局当局及び参考人日本郵政公社理事斎尾親徳君に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕 大久保勉君（民主）、尾立源幸君（民主）、糸数慶子君（無）

- 関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）について谷垣財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年3月27日（月）（第10回）

- 平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）

所得税法等の一部を改正する等の法律案（閣法第14号）（衆議院送付）

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）

以上3案について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第4号）賛成会派 自民、公明
反対会派 民主、共産、無

（閣法第14号）賛成会派 自民、公明
反対会派 民主、共産、無

（閣法第5号）賛成会派 自民、公明
反対会派 民主、共産、無

なお、所得税法等の一部を改正する等の法律案（閣法第14号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成18年3月28日（火）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）について谷垣財務大臣、赤羽財務副大臣、三浦農林水産副大臣、後藤国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 広田一君（民主）、峰崎直樹君（民主）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

（閣法第27号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、無
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律案（閣法第35号）（衆議院送付）について谷垣財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年3月30日（木）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律案（閣法第35号）（衆議院送付）について谷垣財務大臣、赤羽財務副大臣、政府参考人及び参考人日本政策投資銀行総裁小村武君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 尾立源幸君（民主）、大久保勉君（民主）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

（閣法第35号）賛成会派 自民、公明
反対会派 民主、共産、無

○平成18年4月18日（火）（第13回）

- 国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）について谷垣財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年4月20日（木）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）について谷垣財務大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、赤羽財務副大臣、江崎国土交通副大臣、山崎総務副大臣、古屋総務大臣政務官、政府参考人及び参考人日本銀行副総裁武藤敏郎君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 岩井國臣君（自民）、富岡由紀夫君（民主）、平野達男君（民主）、峰崎直樹君（民主）、山口那津男君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

（閣法第36号）賛成会派 自民、民主、公明、無
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成18年5月16日（火）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本銀行の金融政策に関する件、三井住友銀行に関する件、カネボウに関する件、中

央青山監査法人に関する件、日興コーディアルグループに関する件、地域通貨に関する件、歳出歳入一体改革に関する件、金融機関のCSR（企業の社会的責任）に関する件等について与謝野内閣府特命担当大臣、谷垣財務大臣、赤羽財務副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁福井俊彦君及び株式会社東京証券取引所代表取締役専務飛山康雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕富岡由紀夫君（民主）、櫻井充君（民主）、峰崎直樹君（民主）、岩井國臣君（自民）、荒木清寛君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

- 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について与謝野内閣府特命担当大臣から説明を聴いた。

○平成18年5月23日（火）（第16回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 証券取引法等の一部を改正する法律案（閣法第81号）（衆議院送付）

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第82号）（衆議院送付）

以上両案について与謝野内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、谷垣財務大臣、後藤田内閣府大臣政務官、小斉平農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中川雅治君（自民）、山口那津男君（公明）、大久保勉君（民主）、尾立源幸君（民主）、広田一君（民主）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

○平成18年5月30日（火）（第17回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融商品取引監視委員会設置法案（参第15号）について発議者参議院議員広田一君から趣旨説明を聴いた。
- 証券取引法等の一部を改正する法律案（閣法第81号）（衆議院送付）

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第82号）（衆議院送付）

金融商品取引監視委員会設置法案（参第15号）

以上3案について発議者参議院議員櫻井充君、同広田一君、同富岡由紀夫君、与謝野内閣府特命担当大臣、櫻田内閣府副大臣、松経済産業副大臣、後藤田内閣府大臣政務官、政府参考人、参考人日本銀行総裁福井俊彦君及び日本郵政公社執行役員池田修一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕田中直紀君（自民）、荒木清寛君（公明）富岡由紀夫君（民主）、大久保勉君（民主）、前川清成君（民主）、平野達男君（民主）、大門実紀

史君（共産）、糸数慶子君（無）

また、3案について参考人の出席を求めることを決定した。

- 参考人の出席を求めることを決定した。

○平成18年6月1日（木）（第18回）

- 証券取引法等の一部を改正する法律案（閣法第81号）（衆議院送付）

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第82号）（衆議院送付）

金融商品取引監視委員会設置法案（参第15号）

以上3案について参考人慶應義塾大学経済学部教授池尾和人君、日本証券業協会会長越田弘志君及び日本公認会計士協会会長藤沼亜起君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕田村耕太郎君（自民）、尾立源幸君（民主）、荒木清寛君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 証券取引法等の一部を改正する法律案（閣法第81号）（衆議院送付）
証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第82号）（衆議院送付）

金融商品取引監視委員会設置法案（参第15号）

以上3案について与謝野内閣府特命担当大臣、櫻田内閣府副大臣、松経済産業副大臣、河野法務副大臣、小斉平農林水産大臣政務官、後藤田内閣府大臣政務官、政府参考人及び参考人株式会社東京証券取引所代表取締役専務飛山康雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕峰崎直樹君（民主）、藤末健三君（民主）、尾立源幸君（民主）、広田一君（民主）、櫻井充君（民主）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

○平成18年6月2日（金）（第19回）

- 三井住友銀行に関する件について参考人株式会社三井住友銀行前頭取西川善文君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕池口修次君（委員長質疑）、岩井國臣君（自民）、峰崎直樹君（民主）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

- 証券取引法等の一部を改正する法律案（閣法第81号）（衆議院送付）
証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第82号）（衆議院送付）

金融商品取引監視委員会設置法案（参第15号）

以上3案について参考人日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員山崎敏彦君、日本商品先物取引協会副会長坂井宏君及び株式会社大和総研執行役員・資本市場調

査本部長吉川満君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中川雅治君（自民）、前川清成君（民主）、山口那津男君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

○平成18年6月6日（火）（第20回）

- 三井住友銀行に関する件について参考人株式会社三井住友銀行副頭取平澤正英君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕池口修次君（委員長質疑）、富岡由紀夫君（民主）、山口那津男君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 証券取引法等の一部を改正する法律案（閣法第81号）（衆議院送付）

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第82号）（衆議院送付）

金融商品取引監視委員会設置法案（参第15号）

以上3案及び証券取引法等の一部を改正する法律案（閣法第81号）（衆議院送付）に対する修正案について修正案提出者参議院議員尾立源幸君、与謝野内閣府特命担当大臣、谷垣財務大臣、三浦農林水産副大臣、松経済産業副大臣、有村文部科学大臣政務官、政府参考人及び参考人日本銀行理事白川方明君に対し質疑を行い、

証券取引法等の一部を改正する法律案（閣法第81号）（衆議院送付）

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第82号）（衆議院送付）

以上両案について討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕山口那津男君（公明）、峰崎直樹君（民主）、櫻井充君（民主）、富岡由紀夫君（民主）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

（閣法第81号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、無

（閣法第82号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、無

なお、両案について附帯決議を行った。

○平成18年6月13日（火）（第21回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件、村上ファンドに関する件、不良債権の処理に関する件、G8財務大臣会合に関する件、貸金業に関する件、金融経済教育に関する件等について与謝野内閣府特命担当大臣、谷垣財務大臣、後藤田内

閣府大臣政務官、政府参考人、参考人預金保険機構理事長永田俊一君及び日本銀行総裁福井俊彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕大久保勉君（民主）、平野達男君（民主）、山口那津男君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

○中央青山監査法人に関する件について参考人中央青山監査法人理事長片山英木君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕池口修次君（委員長質疑）、鶴保庸介君（自民）、峰崎直樹君（民主）、尾立源幸君（民主）

○平成18年6月15日（木）（第22回）

- 請願第20号外267件を審査した。
- 財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）議案の要旨・附帯決議

①成立した議案

平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案 （閣法第4号）

【要旨】

本法律案は、平成18年度における公債の発行の特例に関する措置、電源開発促進対策特別会計からの一般会計への繰入れの特例に関する措置、財政融資資金特別会計からの国債整理基金特別会計への繰入れの特別措置及び年金事業等の事務費に係る国庫負担の特例に関する措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、平成18年度における公債の発行等の特例

- 1 財政法第4条第1項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成18年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額（平成18年度一般会計予算において24兆4,890億円）の範囲内で、公債（以下「特例公債」という。）を発行することができる。
- 2 1による特例公債の発行は、平成19年6月30日まで行うことができるとし、同年4月1日以後に発行される当該特例公債に係る収入は、平成18年度所属の歳入とする。
- 3 1の議決を経ようとするときは、その特例公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。
- 4 1により発行した特例公債については、その速やかな減債に努める。

二、電源開発促進対策特別会計からの一般会計への繰入れ

平成18年度において、電源開発促進対策特別会計から595億円を限り、一般会計への繰入れを可能とし、後日、その繰入金相当額に達するまでの金額を一般会計から同特別会計に繰り入れる。

三、財政融資資金特別会計からの国債整理基金特別会計への繰入れ

平成18年度において、財政融資資金特別会計法第15条の規定によるほか、財政融資資金特別会計から12兆円を限り、国債整理基金特別会計に繰り入れることができる。

四、年金事業等の事務費に係る負担の特例

平成18年度において、国民年金事業、厚生年金保険事業及び国家公務員共済組合の事務の執行に要する費用に係る国等の負担を抑制するため、国庫負担等の特例を設ける。

五、施行期日

この法律は、平成18年4月1日から施行する。

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第5号）

【要旨】

本法律案は、特別会計の見直しに伴い、国有林野事業特別会計の治山勘定を国有林野事業勘定と統合するための規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、経理対象事業の見直し

治山事業のうち都道府県又は都道府県知事が施行するものに係る国の補助金又は負担金の交付を、国有林野事業特別会計の経理対象から除く。

二、国有林野事業勘定と治山勘定の勘定区分の廃止

国有林野事業勘定と治山勘定の勘定区分を廃止する。

三、勘定統合に伴う経理に係る規定の整備

勘定統合に伴い、経理方法を統一し、財務諸表の作成単位を国有林野事業勘定から本特別会計とする等所要の調整を行う。

四、施行期日

この法律は、平成18年4月1日から施行する。

所得税法等の一部を改正する等の法律案（閣法第14号）

【要旨】

本法律案は、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向け、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施するとともに、定率減税を廃止し、併せて法人関連税制、土地・住宅税制、国際課税、酒税・たばこ税等につき所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、個人所得課税

- 1 所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲に関し、所得税の税率構造を5%から40%の6段階（現行、10%から37%の四段階）に改組する（平成19年分以後の所得税に適用）。
- 2 定率減税（現行、控除率10%、控除限度額12万5,000円）は、平成18年分をもって廃止する。

- 3 寄付金控除の適用下限額を5,000円（現行1万円）に引き下げる。

二、法人関連税制

- 1 試験研究費の総額に係る特別税額控除制度について、特別税額控除割合に一律2%を上乗せする措置を廃止した上で、比較試験研究費を上回る部分の特別税額控除割合に5%加算する措置を講ずるほか、中小企業者等に対する特別税額控除制度（一律12%）についても同様の加算措置等を講ずる。
- 2 情報基盤強化税制として、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に、産業競争力の向上に資する一定の設備で情報基盤の強化を促すものを取得等した場合に、基準取得価額の50%の特別償却又は10%の特別税額控除を認める。
- 3 役員給与の損金算入について、次の見直しを行う。
 - ① 定期定額要件を緩和し、確定時期に確定額を支給する一定の役員給与の損金算入を認める。
 - ② 非同族会社が支給する一定の業績連動型の役員給与の損金算入を認める。
- 4 実質的な一人会社において支給される役員給与について、一定の条件の下、給与所得控除相当部分の損金算入を制限する。
- 5 同族会社の留保金課税制度について、同族要件の緩和及び留保控除額の引上げを行う。また、同族会社の留保金課税の不適用措置の対象について、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の経営革新計画の承認を受けた一定の中小企業者に限定する。

三、土地・住宅税制

- 1 不動産登記に係る登録免許税の税率の特例を廃止した上で、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間、土地の売買等に係る登録免許税の税率を本則の2分の1に軽減する。
- 2 既存住宅を耐震改修した場合の所得税額の特別控除制度（費用の10%、最高20万円）を創設する。
- 3 住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例について、適用期限を2年延長する。

四、国際課税

非永住者制度の対象者を、居住者のうち、日本国籍を有していない、過去10年以内で合計5年以下の期間国内に住所等を有する個人とするとともに、租税条約上の情報交換規定について、犯則調査目的の情報提供要請に基づく情報収集手続を整備する。

五、酒税・たばこ税

- 1 現行10種類11品目の酒類の分類を4種類（発泡性酒類、醸造酒類、蒸留酒類、混成酒類）に簡素化するとともに、税率の見直しを行い、酒類間の税負担格差を縮小する。
- 2 たばこ税の税率を引き上げる（1本当たり0.426円）。

六、その他

- 1 損害保険料控除を改組し、地震保険料控除を創設（最高5万円）する。
- 2 所得税、法人税、相続税、贈与税及び地価税の申告書に係る公示制度を廃止する

- 3 相続税の物納制度について、許可基準及び手続を明確化するとともに、審査期間を法定化（原則3月以内）するなどの見直しを行う。
 - 4 自主的に行った期限後申告について、期限内申告書を提出する意思があったと認められる場合で、かつ、法定申告期限から2週間以内に申告した場合には、無申告加算税を課さない。
 - 5 情報通信機器等（IT関連設備）に関する投資促進税制の廃止等既存の特別措置の整理合理化を行うとともに、特別国際金融取引勘定に係る利子の非課税制度等期限の到来する特別措置について、実情に応じ適用期限を延長するなど所要の措置を講ずる。
- 七、施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成18年4月1日から施行する。
なお、本法律施行に伴う平成18年度の租税増収見込額は、約3,740億円である。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 少子・高齢化やグローバル化が進展する中、中長期的な財政構造健全化と経済社会の活性化の必要性が一層増大していることにかんがみ、今後の経済・社会の動向にも留意しつつ、歳出の重点化・選別化に努めるとともに、税制に対する国民の理解と信頼、税負担の公平性を確保する観点から、所得・消費・資産など税体系全般にわたる課税の在り方についての抜本的見直しを行い、社会経済構造の変化に対応しつつ持続的な経済社会の活性化を実現するための税制の構築に努めること。
- 一 社会的に重要性を増している非営利活動を更に促進するという趣旨等にかんがみ、特定非営利活動法人に対する寄附金税制の在り方については、その実態等を十分踏まえ、引き続き検討すること。
- 一 租税特別措置については、その政策課題の緊急性、効果の有無、手段としての妥当性、利用の実態等を十分吟味し、今後とも徹底した整理合理化を推進すること。
- 一 公示制度の廃止に伴い、今後の税制改革に資するため、税務に関する統計情報の在り方について検討すること。
- 一 急速に進展する高度情報化社会において、経済取引の国際化・複雑化及び電子化等の拡大に見られる納税環境の変化、調査・徴収事務等の業務の一層の複雑・困難化による事務量の増大、納税者の納税意識の維持・向上の必要性にかんがみ、更には、徴税等真に必要な部門には適切に定員を配置するという政府の方針に配意し、今後とも国税職員の処遇の改善、機構・定員の充実・確保を行うとともに、職場環境の整備及び事務に関する機械化の充実に特段の努力を払うこと。

右決議する。

関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第27号）

【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、関税率等について所要の措置を講ずるほか、税関における水際取締りの充実及び強化等を図るもので

あり、その主な内容は次のとおりである。

一、個別品目の関税率等の改正及び暫定関税率等の適用期限の延長等

- 1 石油製品、製品アルコール等の関税率の引下げ等を行う。
- 2 平成18年3月31日に適用期限が到来する暫定関税率、農産品に係る特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉等に係る関税の緊急措置について、その適用期限を1年延長する。ただし、牛肉に係る関税の緊急措置については、発動基準数量を算出する際の基礎となる輸入数量を、原則として平成14年度と平成15年度の輸入実績の平均とする。

二、関税率表の品目分類に関する調整

「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」に定める品目表が改正されること等に伴い、関税率表の品目分類に関する所要の調整を行う。

三、税関における水際取締りの強化及び通関手続の迅速化

- 1 外国貿易船等の積荷、旅客等に関する事項の入港前の報告を義務化する。
- 2 生物テロに使用されるおそれのある病原体等及び偽造クレジットカード等の原料となるべきカードを輸入してはならない貨物に追加する。
- 3 麻薬類等及び児童ポルノについて輸出してはならないこととする制度を導入する。

四、知的財産侵害物品に係る水際取締りの充実及び強化

- 1 差止申立て及び認定手続において有識者の意見を聴く仕組み等を導入する。
- 2 知的財産侵害物品の輸出取締りの仕組みを導入する。

五、納税環境の整備

無申告加算税についてその割合の見直し等を行うとともに、税関長間の関税の徴収の引継ぎを可能とする。

六、日・マレーシア経済連携協定の締結に伴う規定の整備

経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定に基づく関税の緊急措置及び関税割当制度を導入する。

七、その他

その他所要の規定の整備を行う。

八、施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成18年4月1日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平成18年度一般会計の関税増収見込額は約54億6,000万円である。

【 附 帯 決 議 】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たっては、より一層適正・公平な課税の確保に努めること。

- 一 急速な高度情報化の進展により、経済取引の国際化及び電子商取引等の拡大が進む状況にかんがみ、税関の執行体制の整備及び事務の一層の情報化・機械化の促進に特段の

努力を払うこと。

- 一 最近における国際化の進展等に伴い税関業務が増大し、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理の重要性に加え、麻薬・覚せい剤を始め、銃砲、知的財産侵害物品、ワシントン条約該当物品等の水際における取締りの強化に対する国際的・社会的要請の高まりに加え、F T A（自由貿易協定）の進展による貿易形態の一層の複雑化の様相にかんがみ、税関業務の特殊性、国際郵便物の通関手続を含めた今後の国際物流の在り方等を考慮し、税関職員の定員確保はもとより、その処遇改善及び機構、職場環境の整備・充実、更には、より高度な専門性を有する人材の育成等に特段の努力を払うこと。

特に、国民の安心・安全の確保を目的とするテロ・治安維持対策の遂行や、知的財産侵害物品、偽造通貨・偽造カード等不正商品の水際取締り、更には、通関手続の適正化・迅速化を一層図っていく観点での所要の措置の実行に当たっては、その重要性に十分配慮した業務処理体制の実現に努めること。

右決議する。

独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律案（閣法第35号）

【要旨】

本法律案は、独立行政法人酒類総合研究所について、民間及び大学等との人事交流等の連携を促進する観点から非公務員型の独立行政法人に移行するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、独立行政法人酒類総合研究所（以下「研究所」という。）を特定独立行政法人とする規定を削ることにより、研究所を特定独立行政法人以外の独立行政法人（役職員が国家公務員の身分を有しない法人）とする。
- 二、移行後の研究所の役職員等について、秘密保持義務を課すとともに、同義務に違反した者に対する罰則の規定を設ける。
- 三、移行後の研究所の役職員について、刑法その他の罰則の適用に関し、公務に従事する職員とみなす。
- 四、その他所要の経過措置等を講ずる。
- 五、この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成18年4月1日から施行する。

国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律案（閣法第36号）

【要旨】

本法律案は、最近の国有財産を巡る状況に対応する等の見地から、国有財産の一層の効率的な活用を推進するため、国有財産制度について所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国有財産の有効活用の促進
 - 1 借受庁舎等を財務大臣が行う使用調整及び実地監査の対象に追加する。

- 2 行政財産の処分等の制限の例外に、庁舎等の床面積の余裕部分の貸付け、地方公共団体等が行政財産である土地に電線路等を敷設するための地役権の設定等を追加する。

二、国有財産の売却の促進

売却困難な不整形地等の売却を容易にするため、交換制度を導入する。

三、庁舎等の効率的な整備の推進

- 1 使用調整等の結果不用となる庁舎等の処分収入を活用した地震防災機能の発揮のための合同庁舎の整備を特定国有財産整備計画の対象に追加する。
- 2 一般会計から特定国有財産整備特別会計への繰入れ規定を廃止し、同特別会計から一般会計への繰入れ規定を設ける。
- 3 国有地と隣接民有地の上に合同庁舎等を合築する場合について、当該国有地を貸付対象に追加する。
- 4 行政財産である土地への定期借地権の設定が可能となるよう、30年以内の貸付期間の制限を緩和し、50年以上とする特例を設ける。

四、国有財産行政における効率性の視点の明確化

国有財産の管理及び処分の原則を新たに規定し、効率的な運用等を明記する。

五、その他

公園等の廃止等による減少及び皇室用財産の寄附等による増加に関する国会議決が必要となる金額基準を1件当たり3,000万円から1億5,000万円に引き上げる。

六、施行期日

この法律は、原則として公布の日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 現下の極めて厳しい国の財政事情にかんがみ、国以外が使用した方が適していると考えられる国有財産については、売却などその有効活用に努めるとともに、国が使用する必要のある国有財産については、財務大臣による監査及び使用調整を責任を持って実施し、民間の視点を積極的に取り入れつつ、PFIなど一層の効率的な活用に努めること。また、地震防災上の観点から、耐震性能を確保した合同庁舎等の効率的な整備に努めること。
- 一 国家公務員宿舎については、真に必要な宿舎需要に限定し、合同宿舎化等により効率的に整備を推進すること。特に、東京23区内の宿舎については、都市再生や土地の高度利用等の観点から、その移転・跡地有効活用を促進すること。
- 一 国有財産の有効活用又は売却促進に資するため、貸付けを行う国の庁舎等の床面積の余裕部分の状況及び公募手続を広く公表するとともに、売却可能なすべての未利用国有地に関する情報を適時に更新するなど、国民のニーズにより即応した情報を迅速に提供しよう努めること。

右決議する。

証券取引法等の一部を改正する法律案（閣法第81号）

【要旨】

本法律案は、金融・資本市場を取り巻く環境の変化に対応し、利用者保護ルールの徹底と利用者利便の向上、貯蓄から投資に向けての市場機能の確保及び金融・資本市場の国際化への対応を図るため、投資者保護のための横断的な法制として、証券取引法を改組して、金融商品取引法とするほか、公開買付制度、大量保有報告制度その他のディスクロージャー制度、金融商品取引所等に関する制度の整備等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、証券取引法の金融商品取引法への改組

- 1 組合契約等に基づく権利（集団投資スキーム）の包括的な定義規定を設け、デリバティブ取引の定義に有価証券以外の資産を原資産とするもの等も含めるなど、その規制対象の拡大を図る。
- 2 有価証券及びデリバティブ取引に係る販売・勧誘のほか、投資助言、投資運用及び顧客資産の管理に係る業務を金融商品取引業と位置づけ、原則登録制とし、業務の内容に応じて業規制を整備する。
- 3 業務の内容や対象顧客（プロか一般投資家か）に応じて、行為規制の適用を柔軟化する。
- 4 銀行法、保険業法ほか関係法律においても、幅広い金融商品についての横断的な法制の整備を図る観点から、金融商品取引法における金融商品取引業に係る行為規制の準用等、所要の整備を行う。

二、公開買付制度、大量保有報告制度の整備

- 1 公開買付制度について、市場内外の取引を組み合わせた買付けへの対応などによる規制対象範囲の拡充や投資者への情報提供の充実等のほか、公開買付期間の伸長、公開買付けの撤回等の柔軟化、応募株式の全部買付けの一部義務化、買付者間の公平性の確保等のための規定の整備を行う。
- 2 大量保有報告制度について、機関投資家に認められている特例報告の提出頻度及び期限の短縮、特例報告制度が適用されない「事業支配目的」の明確化等を図るための規定の整備を行う。

三、企業内容等の開示制度の整備

企業内容等の開示制度について、四半期報告制度の整備や財務報告に係る内部統制の評価制度の整備等、所要の整備を行う。

四、金融商品取引所等に関する制度の整備

- 1 現行の証券取引法上の証券取引所に関する規定と金融先物取引法上の金融先物取引所に関する規定を統合し、金融商品取引所に関する規定として整備する。
- 2 金融商品取引所における自主規制業務が適切に運営されることを確保するため、自主規制法人（自主規制業務を担う別法人）又は自主規制委員会（株式会社形態の取引所における同一法人内の別組織）を設置することができるよう所要の制度を整備する。
- 3 株式会社形態の取引所が上場する場合について、内閣総理大臣の承認制度を整備す

るとともに、株式会社形態の取引所の主要株主規制として、20%以上の議決権の取得・保有を原則禁止する。

五、罰則等の強化

- 1 有価証券届出書の虚偽記載及び風説の流布・偽計、相場操縦等に対する法定刑を10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金（現行、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金）に引き上げるなど、開示書類の虚偽記載や不公正取引等に係る罰則を強化する。
- 2 いわゆる「見せ玉」行為について、相場操縦行為等に係る規定を整備し、罰則・課徴金の対象範囲を拡大する。

六、施行期日

証券取引法の金融商品取引法への改組、企業内容等の開示制度の整備及び金融商品取引所等に関する制度の整備については、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から、公開買付制度の整備及び大量保有報告制度の整備は、公布の日から起算して6月（一部については1年）を超えない範囲内において政令で定める日から、罰則等の強化は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行するなど、所要の施行日を定める。

【証券取引法等の一部を改正する法律案及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 幅広い金融商品に対する包括的・横断的な投資家保護法制の整備の観点から、今回の法改正を受け、今後、その実効性を確保し、市場監視機能の強化を図るため、早急に証券取引等監視委員会等の体制強化や自主規制機関との連携強化に取り組むこと。
- 一 証券取引等監視委員会をはじめとする市場監視体制の強化に当たっては、優秀な人材の確保及び職員の専門性の向上を図るとともに、真に必要な部門には適切に定員を配置する観点から、定員の確保、機構の充実に特段の努力を行うこと。
- 一 より包括的な金融サービス法制については、本改正による金融商品取引法の実施状況、各種金融商品・サービスの性格、中長期的な金融制度の在り方なども踏まえ、引き続き検討を進めるとともに、今後の監視体制の在り方についても横断化を踏まえた実効性の確保の観点から引き続き見直しを行うこと。
- 一 証券取引所については、その機能が国民の経済活動の共通インフラであることにかんがみ、システムの安全性・信頼性の確保に万全を期すこと。また、顧客・投資家が不測の損害を被ることのないよう、自主規制の徹底と上場審査の方法について配慮すること。さらに、国際的な市場間競争における競争力の強化を図るとともに、健全な中小企業や次世代を担う新規産業に対して円滑な資金提供が行われるよう配慮すること。
- 一 商品先物取引、海外商品先物取引及び海外商品先物オプション取引については、取引の特徴やこれまでの被害の実態にかんがみ、実効性のある規制及び検査・監督を行うため、厳正な対応を可能とする体制を整備すること。
- 一 不招請勧誘禁止の対象となる商品・取引については、店頭金融先物取引に加え、レバ

レレッジが高いなどの商品性、執拗な勧誘や利用者の被害の発生という実態に照らし、利用者保護に支障を来すことのないよう、迅速かつ機動的な対応を行うこと。また、商品先物取引等については、改正後の商品取引所法の執行に鋭意努めることはもちろんのこと、委員会における指摘を誠実に受け止め、商品先物取引はレバレッジ効果を有するリスクの高い商品であることを踏まえ、一般委託者とのトラブルが解消するよう委託者保護に全力を尽くしていくこと。今後のトラブルが解消していかない場合には、不招請勧誘の禁止の導入について検討すること。

- 一 商品先物取引における損失補填禁止に関する事故確認制度等については、顧客・投資家の被害救済に支障を来すことのないよう、機動的、迅速な運用に配慮すること。
 - 一 課徴金制度については、機動的な執行に努めるとともに、現行制度の実施状況等を踏まえ、課徴金の水準の引上げも含め、制度全般の在り方について、今後、実効的な抑止効果をもたらすよう検討を進めること。
 - 一 我が国の金融行政組織の在り方については、金融・資本市場における公正な取引の確保及び利用者保護の観点から、諸外国の様々な金融商品とその市場行政を含めた金融行政機構の状況等を参考に、検討を進めること。
 - 一 監査法人制度等については、会計監査の信頼を揺るがしかねない様々な問題が生じていることも踏まえ、その在り方を真剣に検討すること。
 - 一 監査法人による厳正な監査を確保する観点から、監査法人における内部統制の強化や監査の品質管理の向上等に努めるとともに、監査法人の情報開示、監査法人の選任・報酬決定及び監査法人の責任の在り方等について総合的に検討を行い、早急に必要な法整備を行うこと。
 - 一 公開買付制度については、合併・買収等の態様の多様化を踏まえ、企業価値と株主利益の向上を目指した公正なルールの下での企業再編等を促進する観点から、規制の中立性に配慮しつつ、不断の見直しを行うこと。
 - 一 金融・資本市場を取り巻く環境の変化に対応するため、金融に関する法規と実態が乖離した場合には、5年を待たず速やかに見直しを検討すること。
- 右決議する。

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第82号）

【要旨】

本法律案は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴い、金融先物取引法等の4法律を廃止するとともに、金融商品の販売等に関する法律等の72法律の規定の整備等を行うものである。

【附帯決議】

証券取引法等の一部を改正する法律案（閣法第81号）と同一内容の附帯決議が行われている。

平成十七年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の 臨時特例に関する法律案（衆第6号）

【要旨】

本法律案は、米の生産調整の推進に資するため、平成17年度に地域水田農業推進協議会から交付される水田農業構造改革交付金等について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、個人が交付を受ける同交付金等については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、その収入を得るために支出した金額とみなす。
- 二、農業生産法人が交付を受ける同交付金等については、圧縮記帳の特例を設け、交付を受けた後2年以内に、事業の用に供する固定資産の取得又は改良に充てる場合には、圧縮額を損金に算入する。

なお、本法律案施行に伴う平成17年度における租税の減収見込額は、約5億円である。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 米政策改革における新たな生産調整手法の実施に当たっては、関連する交付金等の見直しをはじめ、より効果的で適切な支援策等の検討を踏まえつつ、当該交付金等に係る税制上の措置の在り方についても鋭意検討を行うこと。

右決議する。

②審査未了となった議案

金融商品取引監視委員会設置法案（参第15号）

【要旨】

本法律案は、証券取引、金融先物取引その他これらに類似する取引の公正を確保し、有価証券の投資者及びこれに準ずる者の保護を図るとともに、有価証券の流通等の円滑を図るため、内閣府の外局として自ら行政処分を行う権限を有する金融商品取引監視委員会を新たに設置することとし、その任務及び所掌事務並びに組織を定めようとするものである。